

第1章 歴史文化基本構想の策定

1. 歴史文化基本構想策定の背景

(1) これまでの文化財保護・活用の取組

伊勢原市には、豊かな自然と歴史、そのなかで育まれてきた数多くの文化財があります。それらは地域共有の財産であり、市民の誇りでもあります。

伊勢原市では、昭和38年に文化財保護条例を制定し、所有者の理解と協力のもと、国や神奈川県が指定・登録したもの以外の市域にある貴重な文化財を計画的に市の文化財に指定し、保存修理や維持管理に必要な経費について所有者に補助金等を交付するなど、保護に努めてきました。

そうした保護対策の一方で、時の流れとともに散逸が進む文化財もあることなどから、平成25年に同条例を全面的に改正し、市、市民、事業者及び文化財の所有者がそれぞれの役割を認識した自主的な参画に基づく文化財の適切な保護と継承、更にまちづくりへの活用を目指しているところです。

(2) 文化遺産の継承と更なる活用の必要性和期待

近年、成熟した社会の到来とともに、物質的な豊かさだけでなく精神的な豊かさを求める傾向が強くなってきています。これらのよりどころとして、歴史的な遺産が再び脚光を浴び、地域づくりに歴史や文化財を生かそうという機運が高まりつつあります。

歴史やその中で育まれてきた文化を十分に理解、認識し、更にすぐれた文化の花を咲かせるよう努めていくことが、今を生きる我々にとっての尊い使命であり、地域の文化遺産を継承していくことは、先人に対する、そして未来の市民に対する我々世代の責務です。

私たちの暮らしを取り巻く社会環境の変化や価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展等に伴い、生活の中に息づいてきた文化遺産を次世代に継承することが難しくなっている今、文化財をその周辺環境も含めよりよい状態で後世に引き継ぐ仕組みづくりが必要な時期にあります。

2. 歴史文化基本構想策定の目的と期待する効果

(1) 目的

本構想の策定は、地域に存在する文化財を指定や登録、未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保護・継承すること。あわせて、伊勢原市特有の資産ともいえる歴史や文化財を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 期待する効果

本構想を策定することにより、以下のような様々な効果が期待されます。その結果として、文化財の保護・活用の充実と次世代への適切な継承が進むものと考えます。

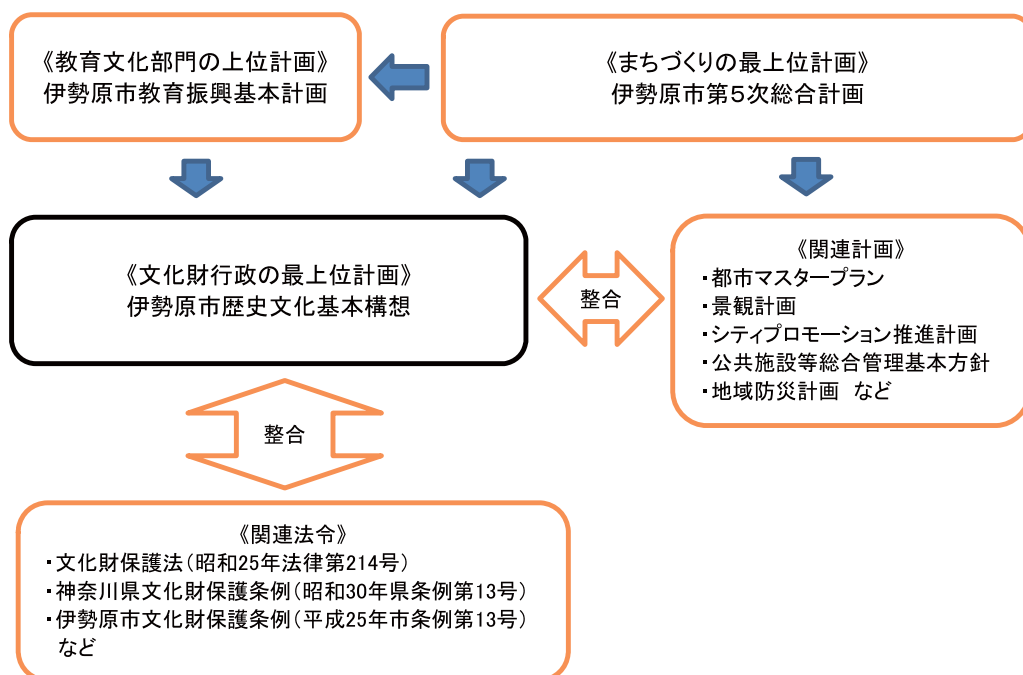
- 市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財の再確認と価値の再認識が進み、郷土への誇りと愛着につながる。
- 人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承されてきた文化財を核とした地域での自主的な活動が発生し、連帯感の増進と地域の活性化につながる。また、そうした活動を通じて、文化財を後世に継承すべきものとして捉える意識の定着につながる。
- 個々の文化財やその周辺環境と一体的に保護・活用することの必要性が認識・周知され、それらを実践することで、地域の魅力の向上につながり、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
- 本構想策定の目的を達成するためには、多分野との連携が不可欠であることから、行政の縦割り等の弊害をなくし、関係機関等との連携強化の契機になる。また、現在も展開されている文化財をテーマとした各種団体等の諸活動の更なる活性化につながる。

3. 歴史文化基本構想の位置づけ

本構想は、伊勢原市文化財保護条例（平成 25 年伊勢原市条例第 13 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき策定するもので、伊勢原市の文化財行政における最上位の計画として位置づけます。

なお、行政全体の最上位計画である伊勢原市第 5 次総合計画（計画期間：平成 25 年度～平成 34 年度）及び伊勢原市教育振興基本計画・後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を踏まえるとともに、関連するその他の計画や法制度との整合・連携を図るものとします。

《伊勢原市歴史文化構想と他計画との関連図》



4. 目標年次について

本構想は、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保護・継承していくに当たっての考え方や取組方針を整理し、長期的な視点に立って、文化財のあるべき姿、期待する姿を示すものとなることから、具体的な目標年次や計画期間は定めないこととします。

なお、本構想策定後における社会情勢や価値観の変化、また、さまざまな調査・研究による新たな知見等に対応する必要が生じた場合にあっては、必要に応じ、本構想の見直しを行うこととします。